

## 「被災宅地危険度判定士実務経験証明書（様式第3号）」記入上の注意

1. 「被災宅地危険度判定士登録申請書（様式第1号）」または「被災宅地危険度判定士資格要件申告書（様式第2号）」で、「実務経験証明書（様式第3号）」の添付が必要とされた方は、必ずこの様式に実務経験内容の証明を行い、提出してください。  
この証明書の提出を必要としない方は、以下のとおりです。
  - ①「奈良県被災宅地危険度判定士登録要綱（以下、「登録要項」という。）」第3条第1項第1号に該当し（登録申請書（様式第1号）で資格要件該当別の①に○をつけた方）、かつ「資格要件申告書（様式第2号）」のキ「技術士」で技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」）、森林部門（選択科目「森林土木」）又は水産部門（選択科目「水産土木」）とする方
  - ②「登録要綱」第3条第1項第1号に該当し（登録申請書（様式第1号）で資格要件該当別の①に○をつけた方）、かつ「資格要件申告書（様式第2号）」のキ「一級建築士」である方
  - ③「登録要綱」第3条第1項第4号に該当し（登録申請書（様式第1号）で資格要件該当別の④に○をつけた方）、かつ建設業法による土木、建築、造園に関する一級施工管理の資格を有する方
2. この証明書は、証明者が証明することのできる期間のみ一枚にまとめて記載することができます。  
証明者が異なる場合には、2枚以上に書き分けてください。  
また、このとき「証明期間」が重複している場合は、重複している期間については、いずれか1枚の証明しか有効となりませんのでご注意ください。
3. 各欄の記入手順
  - (1) 証明文書中の「土木、建築、宅地開発又は造園に関する技術」と「土木、建築又は宅地開発に係る業務」は、どちらかあなたが該当する方を残すか、他方を取り消し線で消してください。  
なお、「登録要綱」第3条第1項第1号、第2号及び第4号に該当する方は「土木、建築、宅地開発又は造園に関する技術」を残し、「登録要綱」第3条第1項第3号に該当する方は、「土木、建築又は宅地開発に係る業務」を残してください。
  - (2) 証明年月日は、この証明書を記入し証明者が証明を行った日を記入してください。
  - (3) 「証明者」となれるのは、あなたが、「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。例えば、「××部〇〇課」に所属していた期間の証明は、「〇〇課長」または「××部長」の証明が必要となります（当然ながら「部長」より上位の管理者でもかまいません）。  
なお、証明者の捺印は必要ありません。
  - (4) 「被証明者氏名」、「生年月日」の欄には、それぞれあなたの氏名、生年月日を記入してください。
  - (5) 「証明期間」欄には、「証明者」として記名した方が、あなたの実務経験について証明できる期間（あなたが証明者の管理する部署に所属していた期間）を記入してください。  
なお、証明期間は月単位で記入し、その初日が毎月1日（朔日）でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。
  - (6) 「職名」欄には、証明期間内にあなたが就いていた役職の名称を具体的に（例えば「××部××課××係技術吏員」等）記入してください。
  - (7) 「主な経験の内容」欄には、「職名」欄に記載した役職にいた期間中にあなたが行った具体的な業務の名称を、概ね2年毎に一つ以上記載してください。
  - (8) 「期間」欄には、「職名」欄に記載した役職にあなたが就いていた期間を記入してください。  
なお、期間は、「証明期間」欄と同様に月単位で記入し、その初日が毎月1日（朔日）でない場合には、最初の月を算入せずに記入してください。
  - (9) 「合計」欄には、「期間」欄に記入した期間の年月を記入してください。
4. 不明な点等ありましたら、奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局 建築安全課監察・盛土企画係（連絡先：0742-27-7564）にお問い合わせください。